

# 小千谷市いじめ防止基本方針



平成27年4月 策定

令和 3年9月 改定

小千谷市・小千谷市教育委員会

# 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 小千谷市いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 いじめ及びいじめ類似行為の定義	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
第2章 いじめの防止等のために小千谷市及び小千谷市 教育委員会が実施する施策	
1 いじめ・不登校等対策協議会	5
2 小千谷市いじめ対策専門委員会の設置	5
3 市教育委員会の取組	5
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
第4章 重大事態への対処	
1 重大事態対応方針	10
2 重大事態の発生と調査	10
3 調査結果を受けた市長による再調査及び措置	11
第5章 その他 いじめの防止等のための取組に関する事項	
	12

## はじめに

人は、共生社会の中で生きています。決して一人で生きているわけではありません。そして、人は他者との豊かな交わりの中で、自分を磨き、成長していきます。学校は、そうした児童生徒の健やかな成長の方向を示し、支援していく役割を担っています。

いじめという行為は、こうした児童生徒の健やかな成長とそれを支援する学校の役割を阻害するものです。だからこそ、児童生徒や教職員、保護者、地域住民が連携して、いじめのない学校をつくっていく必要があります。

小千谷市は、第四次小千谷市総合計画の基本目標に「人を育み文化の香るまち」の実現を掲げ、全市的に取り組む学校教育の指針として「おぢやっ子教育プラン」を推進しています。そのプランのねらいは、「学校、家庭、地域の連携による『子どもの満足感、達成感があふれる学校』づくり」であり、これはいじめのない学校づくりと一致します。

私たちは、小千谷市総合計画や「おぢやっ子教育プラン」に示す取組の実現と、国が定めた「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、ここに「小千谷市いじめ防止基本方針」を策定します。

## 第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に規定するいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下「いじめ防止等」という。）の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、新潟県が進める県民ぐるみのいじめ防止等の取組を中核に、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

### 2 小千谷市いじめ防止基本方針策定の目的

本市は、前項の基本理念の実現に向けて、法及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、実効性のあるいじめ防止への対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「小千谷市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

### 3 いじめ及びいじめ類似行為の定義

#### (1) いじめの定義

いじめとは、法第2条で「児童等注1)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係注2)にある他の当該児童等が行う心理的又は物理的な影響注3)を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある注4)ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することのないよう努める。

## (2)いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの注5」とされている。

注1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

注2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、金品を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

注4) 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

注5) 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

※注2)～注4)は「国の基本方針」による。注5)は「県の基本方針」による。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいく必要がある。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものにとらえ、早期発見・即時対応に努めることが重要である。

(1) いじめの防止

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・ 児童生徒の情操や道徳心、自他の存在を認め、互いに尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・ 学校は、児童生徒が安心して学校に通い、満足感や達成感を感じることができるよう配慮する。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃からいじめ見逃しゼロの意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第23条の規定を踏まえ、学校の教職員、市の職員、保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報する。

学校は、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を小千谷市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に報告する。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合には、直ちにいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の職員によって、専門的な知識を有する者の協力を得ながら適切な対応を行う。いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援、及びいじめたとされる児童生徒に対する適切な指導又はその保護者への助言などを継続的に行う。

また、学校は、いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTA・地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図るものとする。

家庭においては、法第9条に及び県条例第8条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。

また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関（医療機関、児童相談所等）と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。

## 第2章 いじめの防止等のために小千谷市及び市教育委員会が実施する施策

### 1 いじめ・不登校等対策協議会

市教育委員会は、法第14条第1項に規定する、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るための組織に、小千谷市いじめ・不登校等対策協議会要綱において定めるいじめ・不登校等対策協議会注1)を位置づける。

いじめ・不登校等対策協議会は、いじめ防止等に関する情報交換や協議を行う。

注1) いじめ・不登校等対策協議会の構成・・・幼稚園・保育園代表、小学校・中学校・総合支援学校代表、青少年育成センター所長、社会福祉事務所長、社会福祉事務所家庭児童相談員、民生委員児童委員協議会児童福祉部会長、民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長、社会福祉協議会長、人権擁護委員代表、各中学校区いじめ対策委員会代表、小千谷警察署生活安全課長、なかよしルーム指導員・訪問指導員、市教育相談員、生涯学習スポーツ課長、学校教育課管理指導主事

### 2 小千谷市いじめ対策専門委員会の設置

市教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行い、いじめの防止等についての調査審議及び有効な対策を図ることを目的に、小千谷市いじめ対策専門委員会※を附属機関として設置する。(根拠法令：法第14条第3項、法第28条第1項)重大事態に係る調査審議は、小千谷市いじめ対策専門委員会において行う。

委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者等である精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから市教育委員会が委嘱する者とし、公平性、中立性が確保されるよう努める。

※ 小千谷市いじめ対策専門委員会条例（平成27年3月19日 条例第1号）

### 3 市教育委員会の取組

- (1) いじめの早期発見及び児童生徒への継続的な取組支援
  - ・ 毎月学校に「出席状況報告書」「いじめ等発生状況報告書」を求め、その状況を集約することで、問題の早期発見と即時対応に努める。
  - ・ 報告が上がった児童生徒への対応が、その後も継続して適切に行われているか確認と指導を行う。
- (2) 日常におけるいじめ防止等の取組の点検
  - ・ 各学校の「学校いじめ防止基本方針」が確実に実施されているか、適宜点検・指導する。

- 全校体制による日常的な観察や定期的なアンケートの実施等により、積極的に児童生徒の状況把握に努めるよう助言する。
- (3) 学校訪問の実施
- 1学期中に全学校の学校訪問を実施することで、全市の児童生徒の実態把握に努める。
  - その他、必要に応じて学校訪問を実施する。
- (4) 学校評価・教員評価への指導・助言
- 学校や教職員による児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が日常的になされているかを評価する。その際、いじめの有無や多寡のみで評価しないよう留意する。
- (5) 教員の資質向上のための支援
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築することがいじめの防止に有効であることから、学校において全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図るよう指導を行う。
  - 組織で児童生徒を見守るなど、学校が全校体制による生徒指導体制の整備・強化を図るよう指導を行う。
  - いじめの防止等に関する研修会の開催や人権教育、同和教育の研修の充実を図られるよう指導・助言に当たる。
- (6) 学校と家庭、地域が連携し、協働する体制の構築
- 児童生徒の悩みや相談を受け止める受け皿づくりのため、中学校区単位での子どもを語る会などを活用しながら、PTAや地域との一層の連携を促す。
  - 学校が教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家と連携しやすい環境を整えるよう支援する。
  - いじめ・不登校等対策協議会や小千谷市いじめ対策専門委員会と連携して対応する。
- (7) インターネットによるいじめ防止に向けた取組の推進
- 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。
  - インターネットや携帯電話によるトラブル防止のため、研修会等を通じて、その防止のための啓発活動を支援する。



(8) いじめに対する措置

- 市教育委員会がいじめの報告を受けたときは、学校に対して必要な指導・支援を行い、情報収集と事実確認を行うなどの措置を講じる。
- この結果は必要に応じ、小千谷市いじめ対策専門委員会で報告し、協議する。

(9) 重大事態への対処

重大事態に該当するかどうかの最終判断を行う。

※「第4章 重大事態への対処」に記述

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針等を受けて、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 常設の校内いじめ防止委員会（名称は学校によって異なる）の設置  
委員会は、当該学校の教職員に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。また委員会は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実行的にいじめ問題の解決を図るものとする。
- いじめ発生時の相談体制の整備
- 中学校区単位の子どもを語る会の開催、連携

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

- 道徳教育や人権教育、同和教育等の充実
- 幼保・小・中の一層の連携
- 教育相談の実施
- いじめの防止に関する校内研修会の実施
- いじめ見逃しゼロスクール運動への参加、集会の開催

#### (2) いじめの早期発見

- 学校生活アンケートやいじめ調査アンケート等の実施と指導
- 教育相談の実施

#### (3) いじめへの対処

- 特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策組織を中核として、迅速に組織的に対応する。
- 事実関係を迅速・的確に把握し、市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。いじめを行った児童生徒に対しては、毅然として態度で指導するとともに、保護者の協力を得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせる。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消

している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とする。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) 保護者、地域、関係機関との連携

- 保護者、地域への啓発活動

法第9条及び県条例第8条・9条に規定する保護者の責務、児童等の役割  
についての啓発

- インターネットやスマホ、ゲーム機でのトラブル防止
- いじめ・不登校等対策協議会の活用

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態に対応する方針

いじめは決して許されない行為である。

しかし、万が一、重大事態が発生した場合は、市教育委員会又は学校は、次の方針の下、その対処に当たる。

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処する。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、その心情に十分寄り添い指導、支援する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、背景にある心情に寄り添いながら、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

### 2 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間注) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
  - 注) 相当な期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分考慮する。
- ③ その他、市教育委員会が認めるとき

#### (2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教育委員会に報告する。

学校から報告を受けた市教育委員会は、市長に報告する。

#### (3) 重大事態発生後の調査及び調査組織

- ① 調査は、当該重大事態への対処、及び同種の事態の発生防止を図るために行うものである。
- ② 客観的な事実関係を明らかにすることを目的に、いじめの行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかを、多方面から情報収集し明確にする。

③ 調査は、小千谷市いじめ対策専門委員会において行う。

(4) 調査を行う上での留意点

- ① 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を取る。

(5) 調査結果の提供及び市長への報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供  
市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過を報告する。  
なお、これらの情報提供には、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② 市長への報告  
調査結果については、市教育委員会が市長に報告する。

### 3 調査結果を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査・検証の実施

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、小千谷市いじめ対策専門委員会による調査の結果について、再調査・検証の必要があると認めるときは、再調査・検証を行うことができる。

(2) 小千谷市いじめ問題調査委員会の設置

当該再調査・検証を行うにあたっては、市長の附属機関として小千谷市いじめ問題調査委員会※を設置し、小千谷市いじめ対策専門委員会による調査の結果について、公平性・中立性の立場から調査・検証を行うものとする。

委員の構成については、専門的な第三者である精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者その他市長が認める者とする。

※ 小千谷市いじめ問題調査委員会条例（平成27年3月19日 条例第2号）

(3) 再調査・検証の結果を踏まえた措置等

- ① 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要な措置を講ずる。

② 再調査・検証についても、小千谷市いじめ対策専門委員会の調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

③ 議会への報告

市長は、再調査・検証を行ったときは、その結果を議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーには必要な配慮を確保する。

## 第5章 その他いじめの防止等のための取組みに関する事項

この方針は、国や県の基本方針の見直し等に合わせ、適宜、見直すものとする。  
市は、市基本方針を、市ホームページ等により公表する。